

釜石市監査委員告示第4号

令和2年3月11日付け釜石市監査委員告示第1号をもって公表した令和元年度定期監査の結果の報告における指摘事項について、市長から措置を講じた旨通知されたので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和2年4月20日

釜石市監査委員 小林 俊 輔

釜石市監査委員 山崎 長 栄

令和元年度定期監査（下期分）

（市長からの措置状況報告書）

整理 番号	所管課（機関）名	監査結果 （指摘事項等の内容）	監査結果に基づき 講じた措置
1	復興推進本部 都市整備推進室	<p>釜石市南ブロック復興整備事業換地設計業務委託の前金払いについて、2カ年にわたる契約であるが、契約初年度で前金払限度額全額を支出していたため、次年度において契約金額の減額変更に伴い前金払の一部返還が生じたことから、年度別の前金払い支出割合の設定及び繰越事業における出来高確認等、事業の進捗管理の徹底を図るよう事務処理の適正化を求めた。</p>	<p>複数年に渡る業務委託の契約締結時には、契約の付加条件として業務進捗割合及び委託料の年度支出割合の設定を徹底し、適切な前金払算定事務に努めることとした。</p> <p>また、業務進捗の確認にあたり、都度工程表の提出を受けて精査のうえ進捗確認及び出来高確認を行うこととした。</p>
2	産業振興部 商業観光課	<p>(1) 根浜海岸にぎわい創出イベント実施委託において、事業完了報告書に不備が見受けられたが、受託者に補正を求めず受理していたことから、完了検査の適正化を求めた。</p> <p>(2) 交流人口拡大業務委託及び釜石オープン・フィールド・ミュージアム構想委託において、業務により発生した収益を委託料に充当する契約となっていたが、これは総計予算主義（収入及び支出全ての歳入歳出予算への計上）に反することから、事務処理の適正化を求めた。</p>	<p>(1) 受託者に不足書類の提出を求め、不備のあった事業完了報告書に添付した。今後は適正に処理するよう留意するものとする。</p> <p>(2) 総計予算主義に反する、契約書条項である第9条第2項について、平成31年度契約は変更契約により削除、令和2年度当初契約では記載しないこととした。</p>
3	保健福祉部 地域福祉課	<p>災害援護資金貸付金元利収入において、平成30年度の収入未済額と令和元年度へ繰越をした調定済額に不一致があったことから、収入調定事務における会計年度所属区分は納期の末日の属する年度であり、調定及び収入事務の適正化を求めた。</p>	<p>平成30年度までの収入未済額を精査した上で、令和元年度繰越額の是正、調定の修正を行った。また、今後の調定及び収入事務を適正に遂行できるよう、事務処理方法等について再度確認した。</p>